12月 1 日第101号



発行 / 西東京市 編集 / 企画部広報広聴課 〒188-8666 東京都西東京市南町 5 · 6 · 13

市役所代表電話 / 0424-64-1311

ホームページアドレス http://www.city.nishitokyo.lg.jp/ (携帯電話) http://mobile.city.nishitokyo.lg.jp/ (Lモード)

Lメニューから検索できます。



やさしさとふれあいの 西東京に暮らし まちを楽しむ

電話で聞く、

ホームページ情報 「西東京市テレホンウェブ」 0424-66-5811

今号の主な内容

血

12月4日~10日 は人権週間です



身近なことから人 権を考えてみま せんか。さまざま な行事、相談を行 います。

市の財政状況を お知らせします



平成15年度の決算 の概要と16年度上 半期の予算執行状 況をお知らせしま

血

合併効果を お知らせします



合併により市民の皆さ んの生活はどのように 合併後3年間の取り 組みを紹介します

面

菅平少年自然の家 をご利用ください



菅平高原のスキー場 は雪質も良く、周辺に は温泉もあります。ご 家族、お友達とご利 用ください。

> いても「都市再開発の方針」を定めることとし、平成16年10月、原案策定を本市に 口地区第一種市街地再開発事業の進ちょくなどを踏まえ、西東京都市計画区域につ

東京都は、

平成16年7月の西東京市都市計画マスタープランの策定や、

保谷駅南

これを受けて、市では西東京市都市計画マスタープランなどを踏まえ検討を行

この素案について、

縦覧を行います。

再開発課 (538・1711)

素案を取りまとめました。

素案の縦覧を行いま

な内容を都市計画に位置づけることとし ていくため、都市づくりビジョンの主要 携によって戦略的に都市づくりを展開し 企業、NPOなど多様な主体の参加と連

た都市の将来像の実現に向けて、都民、

づくりの基本方針と市の基本構想等を踏

「都市再開発の方針」は、こうしたまち

まえ、市街地再開発事業、

地区計画、

特

かつ総合的に体系づけたマスター プラン

ど、市街地の再開発の各種施策を長期的 定市街地の整備を目的とした助成事業な

つから構成されます。

況や再開発の必要性に応じて指定しま 総合的に市街地の再開発を促進すべき相 が必要な市街地のうち、特に一体的かつ 当規模の地区であり、事業の進ちょく状 再開発促進地区とは 計画的な再開発

開発の目標 の概ねの位置と整備の方向、の大きく3 たは開発の計画概要 計画的な再開発が必要な市街地の再 再開発誘導地区

今後の手続き

成17年以降に都市計画決定を行う予定で画案を策定し、所定の手続きを経て、平 案を作成し東京都に提出します。 東京都では、 皆さんからの意見等を踏まえ、 市の原案をもとに都市計 市の原

域でこの方針が定められていますが、西区)、立川都市計画区域など13都市計画区 東京都市計画区域については未策定とな っています。 と位置づけられます。 現在、都内では東京都市計画区域(23 方針の内容

再開発促進地区の整備ま

くり基本構想を策定しているひばりヶ丘再開発誘導地区 今年度、地区まちづ 業の進ちょくとの整合性を図ります。揮させるとともに、都市計画の方針と事 整備の方向として示します。 と、狭小宅地の集約化や細街路の整備を 駅北口地区を再開発誘導地区として指定 を目標に、駅前広場・都市計画道路整備 し、にぎわいのある商業地としての育成 これにより、同事業の効果を十分に発

都市再開発の方針」とは

に独立して定めることとなりました。 都市計画の方針のひとつです。従来は、 成12年の都市計画法の改正により、新た の一部として定められていましたが、平 街化区域の整備、 東京都は、都市づくりビジョンで示し 都市計画法に基づき都道府県が定める 開発及び保全の方針」 市 ます。

す。今後も全市域にわたって計画的なま 画区域かつ市街化区域に指定されていま 指定の考え方について説明します。 ちづくりが必要となります。 1号市街地 本市は、市全域が都市 ここでは、方針の主な内容となる地区 そのため、

地区として2項地区に指定します。 市街地再開発事業の区域を、保谷駅南口 業認可を得ている保谷駅南口地区第一種 等を定めます。 市全域を1号市街地とし、 再開発促進地区・2項地区 再開発の目標 すでに事

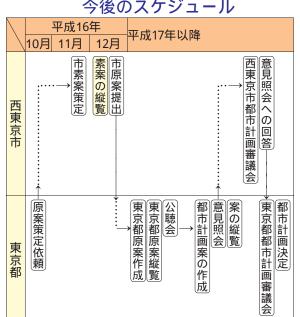
望ましく効果が期待できる地区を指定し までは至らないものの、 再開発誘導地区とは...再開発促進地区 促進することが

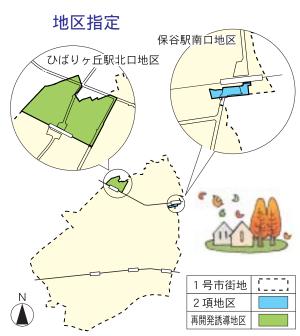
にいう「再開発促進地区」を「2項地にいう「市街地」を「1号市街地」、

区」といいます。 の方針」 西東京都市計 画

都市再開発

今後のスケジュール





納税課(圖雪內線1353)保険年金課(圖雪內線1481) 介護保険課(保)内線2322)

素案の縦覧場所・意見の受付方法

対象 市内在住・在勤・在学の方および市内 に事業所等を有する法人その他の団体

素案の縦覧場所 都市計画課(保谷庁舎5 階) 再開発課(保谷駅南口再開発事務所)お よび市のホームページ

縦覧の開始時期 12月1日(水)から

意見の提出方法・提出先 次のいずれかの方 法で、住所・氏名・案件名「都市再開発の方 針」を明記し、提出してください。

直接:都市計画課(保谷庁舎5階) 再開発 課(保谷駅南口再開発事務所)

郵送: 〒202-0012西東京市東町3~4~5保 谷駅南口再開発事務所あて

ファクス:再開発課(5738-1713) 電子メール:市ホームページより

提出期間 12月1日(水)~15日(水)必着

12月は固定資産税・都市計画税第3期、国民健康保険料第6期、介護保険料第6期の納期です